平成２１年（フ）第２６３号
山口県下関市向洋町３丁目12番11号
債務者　河本安将こと　河　　文白
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
山口県下関市豊浦町大字川棚151番地
債務者　砂原　　等
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３０７２号
愛知県弥富市佐古木３丁目373番地１　プリミエ佐古木203
債務者　渡辺　竹矢（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４３号
青森市桂木３丁目13番地26　アーバンホームズ第７奥野201号
債務者　伴　　是公
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
青森市桂木３丁目13番地26　アーバンホームズ第７奥野201号
債務者　伴　　宣子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
福島県いわき市泉町滝尻字高見坪21番地の18
債務者　笹木　康介
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２９４４号
名古屋市昭和区安田通３丁目11番地　真生ビル４Ａ号
債務者　吉塚　和矢
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９６号
栃木県那須塩原市永田町８番８号
債務者　高瀬　安行
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９７号
栃木県那須塩原市永田町８番８号
債務者　髙瀬美惠子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０２号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目６番５号　清水ハイツ105
債務者　杉山　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０３号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目６番５号　清水ハイツ105
債務者　杉山由貴江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０５号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目37番９号
債務者　柏﨑　裕朗
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２６号
栃木県宇都宮市上横田町731番地
債務者　星　　俊郎
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３３号
栃木県宇都宮市鶴田町210番地６
債務者　中山　京子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５２号
栃木県日光市清滝３丁目４番14号
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５７号
栃木県宇都宮市睦町３番３号　県営睦住宅３号棟35号室
債務者　鷹箸　久泰
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係